

防衛医科大学校達第7号

自衛隊の旗に関する訓令（昭和47年防衛庁訓令第3号）第21条の規定に基づき、防衛医科大学校の国旗の掲揚に関する達を次のように定める。

昭和60年7月15日

防衛医科大学校長 菊池 順一郎

防衛医科大学校の国旗の掲揚に関する達

改正 平成4年5月1日達第2号
平成16年3月18日達第1号
平成18年7月31日達第9号
平成21年3月31日達第6号
平成23年12月27日達第5号
平成26年4月1日達第9号

（目的）

第1条 この達は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）における国旗の掲揚に関して必要な事項を定めるものとする。

（国旗の掲揚）

第2条 国旗は、大学校の本部庁舎前庭に掲揚するものとする。ただし、休養日及び年末年始の特別休暇期間中（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）を除く。）は掲揚しないものとする。

2 前項ただし書の日においても、防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）が必要と認める場合は掲揚するものとする。

（使用区分）

第3条 祝日用国旗は、国民の祝日及び自衛隊記念日並びに入校式及び卒業式のほか、学校長が指示する日に使用するものとする。

2 通常用国旗は、前項に規定する日以外の日に使用するものとする。

3 荒天用国旗は、前2項に規定する日が雨天又は強風等の場合に使用するものとする。

（掲揚者）

第4条 国旗の掲揚は、国旗掲揚を命ぜられた医学科学生又は自衛官候補看護学生が行うものとする。ただし、学校長が指示する場合は、別に指定する者がこれを行うものとする。

（国旗の掲揚及び降下の時刻）

第5条 国旗の掲揚及び降下の時刻は、学校長が指示する場合を除き次表のとおりとする。

曜日等	区分	掲揚	降下
月 ~ 金		0800	1715
祝 日		0830	1715

2 国旗の掲揚及び降下に際しては、学校本部内警備室、医学科学生舎及び看護学科学生舎内の拡声装置により国歌を放送するものとする。

(半旗)

第6条 大学校で葬送式を行う場合、その他学校長が指示する場合には、国旗は半旗として掲揚するものとする。

(国旗の保管)

第7条 国旗は、事務局総務部総務課において保管するものとする。

(実施要領等)

第8条 この達に定めるもののほか、実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この達は、昭和60年7月15日から施行する。

附 則

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この達は、平成16年3月22日から施行する。

附 則

この達は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。